第２回 JSPO 総務発第 19 号
令 和 ２ 年 ５ 月 １４ 日

本会加盟団体会長 各位

公益財団法人日本スポーツ協会
会 長 伊 藤 雅 俊

「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」について（通知）

平素より当協会スポーツ推進事業に対し、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和２年５月４日に開催されました政府の「第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部」において、事業者及び関係団体は、同日開催の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」で出された提言を参考に、業種や種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を行うこととなっております。

このことを踏まえ、当協会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会と連携し、スポーツ庁からの助言を得て、緊急事態宣言の解除を見据え、標記ガイドラインを作成しました。

つきましては、本日、全国的な緊急事態宣言が一部解除されたことから、スポーツイベントを再開するにあたり、標記ガイドラインをご活用いただくようお願いします。

なお、ガイドラインに記載しておりますが、スポーツイベントの開催に際しては、開催地の都道府県の方針に従うことが大前提となります。

また、競技ごとの感染拡大予防のために必要な取組もあり、中央競技団体におかれましては、競技特性に応じた感染拡大予防対策を講じていただきますようお願いいたします。

さらに、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へのご相談をお願いします。

添付資料
スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

【本件に関する問合せ先】
総務部
担当：岩田・奈良
TEL：03-6910-5846 FAX：03-6910-5820
e-mail：soumu@japan-sports.or.jp

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令　和　２　年　５　月　１　４　日
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

１　はじめに

５月４日に第 33 回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「改正基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、５月４日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインは、改正基本的対処方針を受けて、各種スポーツイベントを再開するに当たっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考にして、まとめたものです。

各スポーツ団体におかれては、本ガイドラインに従ってスポーツイベントを行っていただくとともに、特に中央競技団体におかれては、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、競技特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

２　スポーツイベントの再開に当たっての基本的考え方について

スポーツイベントの再開に当たっては、改正基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該スポーツイベントが開催される都道府県の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等への御相談をお願いします。

（１）特定警戒都道府県

○　比較的少人数のものも含め、クラスターが発生するおそれがあるスポーツイベントについては、引き続き、都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対

応することが求められます。

○　特に、全国的かつ大規模なスポーツイベントについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。

（２）特定警戒都道府県以外の特定都道府県

○　全国的かつ大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。

○　一方、比較的少人数が参加するスポーツイベントについては、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事がイベントの開催制限の解除等の対応をとることが考えられます。この場合は、適切な感染防止対策（後述「３　スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について」参照）を講じた上で実施することが可能です。

○　ここで「比較的少人数」とは、例えば、対象となるスポーツイベントに参加する人数が「最大でも 50 人程度」と想定されます。ただし、比較的少人数のイベントであったとしても、イベントを開催するためには、 以下のような条件を満たす必要があります。

①　三つの密（密閉、密集、密接）（※）の発生が原則想定されないこと（人と人との間隔はできるだけ２ｍを目安に）

②　大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと

③　その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

（※）これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という３つの条件。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

（３）緊急事態宣言の対象区域外の都道府県

○　当面の間、全国的かつ大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。

○　一方、４月１日開催の専門家会議提言での、Ⅳ（２）地域区分の考え方における、「感染未確認地域」の考え方に基づき、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、参加者が特定された地域スポーツイベントなどについては、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、適切な感染防止対策（後述「３　ス

ポーツイベント開催・実施時の感染防止策について」参照）を講じた上で、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施することができます。また、その場合であっても、当面の間、急激な感染拡大への備えと、「三つの密」を徹底的に回避するための対策をとることは必要になります。

3　スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について、改正基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者がスポーツイベントに安全・安心に参加できるよう、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、スポーツイベントの主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化（※）し、適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、イベントの主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、５月４日開催の専門家会議提言の別添において、「新しい生活様式」の実践例が示されているので、そちらも参照してください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

（※）チェックリスト（主催者及び参加者向け）のサンプルを添付しております（別添１、２）。各スポーツイベントの特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

（１）スポーツイベントの参加募集時の対応

スポーツイベントの主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、スポーツイベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、スポーツイベントの主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

①　以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること（イベント当日に書面で確認を行う。）。

ア　体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

イ　同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ　過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）。
③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ２ｍ以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
⑤ イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
⑦ イベント終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

（２）当日の参加受付時の留意事項

スポーツイベントの主催者は、イベント当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。）
③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
④ 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。
⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
⑦ 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行い混雑を極力避けること。

（３）スポーツイベント参加者への対応

１）体調の確認

スポーツイベントの主催者は、イベント当日に、参加者から以下の事項を記載した書面の提出を求めることが必要です。

① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
② イベント当日の体温
③ イベント前２週間における以下の事項の有無
ア 平熱を超える発熱
イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
エ 嗅覚や味覚の異常
オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ　新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
キ　同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
ク　過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

２）マスク等の準備

スポーツイベントの主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95 などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意するとともに、適宜周知することに配慮すること。

３）スポーツイベント参加前後の留意事項

スポーツイベントに参加する個人や団体は、イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

（４）スポーツイベントの主催者が準備等すべき事項

１）手洗い場所

スポーツイベントの主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

①　手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
②　「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
③　マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること。
④　手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
⑤　手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

２）更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求めら

れます。

① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）

② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。

③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

３）洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。

② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。

③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。

④ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。

⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

４）飲食物の提供時

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。

② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと。）

③ 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。

④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

５）観客の管理

スポーツイベントに観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること

が求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

6）スポーツイベント会場

スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。

7）ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

（5）参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

スポーツイベントの主催者は、イベントの参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること。（介助者や誘導者の必要な場合を除く。）

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

（※）感染予防の観点からは、少なくとも２ｍの距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

※　その他、各中央競技団体において、競技特性に応じ、各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。（再掲）。

（６）その他の留意事項

スポーツイベントの主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた書面（上記（３）１））について、保存期間（少なくとも１月以上）を定めて保存しておくことが必要です。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

（以上）

公益財団法人
日本スポーツ協会

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（概要）

1．ガイドラインの位置づけ

（1）スポーツイベントを**再開するに当たっての基準**
（2）再開後の開催時における**感染拡大予防のための留意点**

スポーツ団体は、本ガイドラインに従ってスポーツイベントを行うとともに、特に中央競技団体は、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、競技特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組む。

2．スポーツイベントの再開に当たっての基本的考え方

3区域ごとに、スポーツイベントの再開にあたっての**基本的考え方**を集約。

なお、当該スポーツイベントが開催される**都道府県の方針に従うことが大前提**であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局等へ相談。

（1）特定警戒都道府県	（2）特定警戒都道府県以外の特定都道府県	（3）緊急事態宣言の対象区域外の都道府県

3．スポーツイベント開催・実施時の感染防止策

6項目ごとに、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、その**運営に当たり留意すべき事項**を集約。

（1）参加募集時の対応	（2）当日の参加受付時の留意事項	（3）参加者への対応
（4）参加前後の留意事項	（5）参加者が運動・スポーツを行う際の留意点	（6）その他の留意事項

※本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

別添１

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（主催者向け①）

全般的な事項

□感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示すること
□各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること
□障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
□万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも１月以上）を定めて保存しておくこと
□イベント後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

スポーツイベント参加募集時の対応

主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

□参加者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること（イベント当日に書面で確認を行う）
　□体調がよくない場合　（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
　□同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
　□過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
□マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
□こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
□他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ２m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
□イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと
□感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
□イベント終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

当日の参加受付時の対応

□受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
□発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる）
□人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
□参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと
□受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
□インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
□当日の受付のほか、イベント前日の受付を行い混雑を極力避けること
□参加者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること
　□氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する
　□利用当日の体温
　□利用前２週間における以下の事項の有無
　　□平熱を超える発熱（おおむね37度５分以上）
　　□咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
　　□だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
　　□嗅覚や味覚の異常
　　□体が重く感じる、疲れやすい等
　　□新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
　　□同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
　　□過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（主催者向け②）

スポーツイベント参加者への対応

□**マスク等の準備**
- □参加者がマスクを準備しているか確認すること
- □参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間については、マスクの着用を求めること（運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとする）

□**スポーツイベント参加前後の留意事項**
- □イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- □会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること

イベント主催者が準備すべき事項の対応

□**手洗い場所**
- □手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- □「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- □マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること
- □手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
- □手洗いが難しい場合は、 アルコール等の手指消毒剤を用意すること

□**更衣室、休憩・待機スペース**
- □広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
- □ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること
- □室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
- □換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- □スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること

□**洗面所**
- □トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
- □トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- □手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- □「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- □手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）

□**飲食物の提供時**
- □参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- □スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと）
- □果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと
- □飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

□**観客の管理**
- □観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること
- □大声での声援を送らないことや会話を控えること
- □会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること

□**スポーツイベント会場**
- □スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと
- □換気設備を適切に運転すること
- □定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと

□**ゴミの廃棄**
- □鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- □マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各スポーツイベントの特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

別添２

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（参加者向け）

参加者が遵守すべき事項

□**以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること（利用当日に書面で確認を行う）**
- □体調がよくない場合　（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- □同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- □過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

□**マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）**

□**こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること**

□**他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ２m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）**

□**イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと**

□**感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと**

□**イベント終了後２週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること**

□**イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること**

参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

□**十分な距離の確保**
- □運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
- □強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること
- □水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること

（※）感染予防の観点からは、少なくとも２mの距離を空けることが適当である。

□**位置取り：走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること**

□**運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと**

□**タオルの共用はしないこと**

□**飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること**

□**同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと**

□**飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと**

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各スポーツイベントの特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策 ガイドライン について

2020.05.14

公益社団法人日本テニス事業協会

５月４日､新型コロナウイルス感染症対策専門家会議から５月７日以降に求められる具体的な対応について、新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言が出されました。

この提言では、今後の行動変容に関する具体的な提言「感染拡大を予防する新しい生活様式」を踏まえ、業界団体が主体となりガイドラインを作成し、業界をあげてこれを普及し､現場において試行錯誤や創意工夫をしながら実践することが強く求められております。

つきましては、当協会において今回の提言に沿った感染拡大を予防するガイドラインを作成いたしましたので、テニス事業に関わる関係者すべての生命と健康を守り、事業を継続するために、全国のテニス事業所でガイドラインに沿った営業活動に臨んでください。

なお､各項目の実施に際しては､「新しい生活様式」についても併せて参照いただくようお願いします。

(参考)厚生労働省「新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

※本ガイドラインは、今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直しを行いますので、ご留意ください。

○クラスターが発生しないテニス施設とは

（１）必要に応じて入場者の制限や誘導
（２）こまめな手洗い及びマスクの着用
（３）室内の換気
（４）人と人との距離を適切にとる
（５）大声での会話を控える
（６）基本的な健康チェック
（７）利用者への注意喚起

１．利用者への注意喚起（ホームページ・施設内掲示・書面配布等）

【掲示例】　症状のある方等の来場制限

当施設では新型コロナウイルス感染拡大を防止し、皆様の安全を確保するため、
下記に該当する方はご利用をお断りさせていただきます。

○発熱や風邪の症状がある方
○強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方
○咳、痰、胸部不快感のある方
○嗅覚・味覚に異常を感じる方
○新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
○同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
○過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方
○その他新型コロナウイルス感染可能の症状がある方

２．施設内衛生確保・感染防止対策

■来場制限

以下に該当する方の来場をお断りする

① 発熱や風邪の症状がある方
② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方
③ 咳、痰、胸部不快感のある方
④ 嗅覚・味覚に異常を感じる方
⑤ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
⑥ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
⑦ 過去 14 日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある方
⑧ その他新型コロナウイルス感染可能の症状がある方

■施設共通

① 可能な限り、入口及び施設内へ手指消毒剤配置及び消毒を行う。
② 入口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど、２方向で換気を行う。

③ お客様とスタッフのマスク着用を徹底する。（但しプレー中を除く）

④ 共有する物品（手がよく触れるところ）を、定期的に消毒する。

⑤ お客様同士、コーチとの距離、荷物を置く場所、ベンチ利用の際は２ｍ以上の距離を取る。

⑥ 敷地内での水分補給以外の飲食を禁止する。

⑦ 回し飲みを禁止する。

⑧ こまめな手洗いを徹底する。

⑨ 長時間の利用・滞在を禁止する。

■クラブハウス

＊ロビーや休憩スペース

① シャワールームや浴室の使用を禁止する。

② 休憩スペースや更衣室は利用人数と利用時間を制限する。

③ 喫煙所の利用を禁止する。

④ 手や口が触れるようなもの（コップなど）を適切に洗浄消毒する。または、使用を禁止する。

＊トイレ

① 便器内は通常の清掃で良い。

② 不特定多数が接触する場所は、清拭消毒する。

③ 便器の蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。

④ トイレのハンドドライヤー・共通タオルの使用を禁止する。

⑤ 室内のこまめな換気に努める。

＊フロント（受付）

① 透明のパーティションやビニールカーテンなどで仕切りを設ける。

② フロントでの順番待ちは２ｍの間隔を空ける。

＊レストラン

① 飲食業界のガイドラインに従う。

■テニスコート

① 時間を区切り、１回の入場人数を制限する。

② 連絡先の特定できない人の利用を原則禁止する。

③ 大声やハイタッチ・握手を禁止する。

④ レンタルラケット・シューズは使用後必ず消毒する。

⑤ ジュニアスクール生の保護者観覧などは禁止（自粛）する。

■その他

＊ゴミの廃棄

① 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。

② ゴミを回収する人は、マスクと手袋を着用する。

③ お客様に使用後のマスクは持ち帰っていただく。

④ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

＊清掃・消毒

① 備品等は、市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。

② 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、定期的に清拭消毒する。

③ 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。

３．スタッフの健康管理

① 就業前の体温チェックを徹底し､お客様の来場制限に該当するスタッフを出勤停止とする。

② 家族等同居者に感染者や感染者への接触があることが判明した場合は､出勤停止とし、他のスタッフとの接触について正確に把握する。

③ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。

④ 万が一に備え、個人の行動を記録しておくことが望ましい。

⑤ スタッフ（コーチ・フロント・施設管理者含む）は、プレー中以外マスクを着用する。

４．感染者が発生した場合の対処

① 即時に保健所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行う。

② 保健所の指示に従った上で速やかに閉鎖を決定し、関係者への周知を徹底する。

③ 関連者リストの提出を求められた場合に備え、個人情報の取扱に留意しながら、来場者名簿等を整備・管理する。